

岐阜市立岐阜商業高等学校授業料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 18 日

岐阜市教育委員会 教育長

水川和彦

岐阜市教育委員会規則第 3 号

岐阜市立岐阜商業高等学校授業料徴収規則の一部を改正する規則

岐阜市立岐阜商業高等学校授業料徴収規則（平成26年岐阜市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
第3条 条例第4条第6項の規定により授業料月額納入を要しない期間は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第6条第2項に規定する申請日の属する月から同項の規定による就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。ただし、就学支援金法第4条の規定による認定を受けることができなかった場合は、この限りでない。	第3条 条例第4条第6項の規定により授業料月額納入を要しない期間は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第6条第2項に規定する申請日の属する月から同項の規定による就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。ただし、就学支援金法第4条の規定による認定を受けることができなかった場合及び就学支援金法第9条に規定する支払の一時差止めがあった場合は、この限りでない。
(授業料の減免)	(授業料の減免)
第4条 教育委員会は、就学支援金法第3条第2項各号のいずれかに該当する商業高等学校の生徒（県内に住所を有する者に限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第6条の規定により授業料を減免することができる。	第4条 教育委員会は、就学支援金法第3条第2項各号のいずれかに該当する商業高等学校の生徒（県内に住所を有する者に限る。以下「生徒」という。）の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）又は成年に達した生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第6条の規定により、当該生徒の授業料を

(1)～(9) (略) 2～4 (略)	減免することができる。 (1)～(9) (略) 2～4 (略)
------------------------	---------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。